

おおいたの食と農林水産業振興条例(仮称)案

目次

- 第一条 目的
- 第二条 定義
- 第三条 基本理念
- 第四条 県民の役割
- 第五条 農林水産事業者等の努力等
- 第六条 県の責務
- 第七条 市町村への要請及び支援
- 第八条 基本的施策
- 第九条 基本計画の策定
- 第十条 推進体制の整備
- 第十一条 財政上の措置

前文

大分県の農林水産業は温暖な気候と変化に富んだ地形、美しい山、川、海、肥沃な土地といった豊かな自然条件を活かしながら、食生活の基本となる安全で安心な農林水産物を生産してきた。また、生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養、自然災害の防止、安らぎと癒しを醸し出す景観や文化の創造など、多面的な機能を有しており、健やかで潤いにあふれた豊かな県民生活をはぐくみ、私たちの暮らしに恩恵をもたらしてきた。

しかしながら、近年、農林水産業従事者の減少と高齢化の進行に伴う担い手の不足により、小規模集落や耕作放棄地が増加している。また、木材価格の長期にわたる下落、魚価の低迷及び燃油価格の高騰等が大きな課題となっている。さらに、農林水産物の輸入自由化による競争の激化などがみられる一方で、産地偽装等により食への信頼が揺らぎ、食の安全や健全な食生活に対する意識が高まるなど、食と農林水産業及び農山漁村を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このため、農林水産業を魅力のある産業とし、活力のある農山漁村を築き上げるには、新しい時代を切り拓くという生産者自らの意欲はもとより、中核的な担い手を育成し、農林水産業に必要な資源を適切に利用、管理しつつ、安全かつ良質な食料の供給に努めていくとともに、食と農林水産業及び農山漁村の果たす役割に対する県民の理解を深めていかなければならない。

ここに、県や市町村、農林水産業者及び関係団体、県民が自ら負う責務や役割を定め、広く県民に食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な理念及び施策の方向性を示し、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と農林水産業及び農山漁村の振興についての基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、それらの施策を県民総参加のもと総合的かつ計画的に推進することにより、地域産業である農林水産業の持続的な発展を図り、活力に満ちた農山漁村を構築し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 多面的機能 水源のかん養、自然環境の保全、良好な農山漁村の景観の形成、地域文化の伝承等、農林水産業及び農山漁村が有する農林水産物の供給以外の様々な機能をいう。
- 二 農林水産業関連産業 食品産業その他の農林水産業に関連する産業をいう。
- 三 農林水産業者等 農林水産業者、農林水産業に関する団体、農林水産業関連産業の事業者及び農林水産業関連産業に関する団体をいう。

(基本理念)

第三条 県は、次に掲げる基本理念に基づき、食と農林水産業及び農山漁村の振興を図るものとする。

- 一 県民が求める安全で安心できる農林水産物の生産・供給が安定的に行われるとともに、食の重要性について県民の理解が深められること。
- 二 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林水産業経営が確立され、将来にわたって農林水産業が持続的に営まれること。
- 三 農山漁村については、農林水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、それぞれの農山漁村のおかれた地域の特性を生かしながら、その振興が図られること。

(県民の役割)

第四条 県民は、食の重要性を認識し、健全で豊かな食生活を心がけるとともに、地産地消（県内産農林水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。以下同じ。）に積極的に努めるものとする。

- 2 県民は、農林水産業及び農山漁村に支えられた自らの暮らしを通じて、安全で安心な食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を有する農林水産業及び農山漁村の重要性に対する理解を深めるとともに、これらの振興に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、農林水産業及び農山漁村の持つ多面的機能を促進するため、農林水産業への体験その他の主体的な参画及び協働による農山漁村の保全活動に努めるものとする。

(農林水産業者等の努力等)

第五条 農林水産業者及び農林水産業に関する団体は、自らが安全で良質な農林水産物の供給及び活力ある農山漁村づくりの主体であることを深く認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 農林水産業関連産業の事業者及び農林水産業関連産業に関する団体は、その事業活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、県内産の農林水産物の利用の促進に努めること等により、基本理念の実現に積極的に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第六条 県は、第三条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農林水産業者及び関係団体並びに県民と連携し、総合的に施策を推進するものとする。

2 県は、国に対して、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

第七条 県は、市町村に対し、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(基本的施策)

第八条 県は、基本理念にのっとり、次の施策を講ずるものとする。

- 一 農林水産物の安全性の確保に必要な施策
- 二 地産地消、都市と農山漁村との交流活動等の推進に必要な施策
- 三 学校、地域社会等と連携した食育の推進に必要な施策
- 四 農林水産業の競争力の強化、販路拡大等に必要な施策
- 五 効率的かつ安定的な農林水産業経営の確立等に必要な施策
- 六 農林水産業の担い手の育成と確保に必要な施策
- 七 農林水産業の生産基盤の整備等に必要な施策
- 八 環境と調和のとれた農林水産業の推進に必要な施策
- 九 農林水産物の品質の向上及び付加価値等の向上に必要な施策
- 十 農林水産業の振興に資する新品種及び新技術の開発並びにその普及に必要な施策
- 十一 農林水産業者等が相互に連携を図るために必要な施策
- 十二 農林水産業と商工観光業等との連携による産品づくりや新ビジネスの育成支援等を図るために必要な施策
- 十三 農山漁村の振興を図るために必要な施策
- 十四 農林水産業及び農山漁村に関する広報活動その他県民の理解促進に必要な施策

(基本計画の策定)

第九条 知事は、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な計画を定めなければならない。

(推進体制の整備)

第十条 県は、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を県民とともに推進するための効率的な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。